

報告第5号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

令和5年9月14日（木）午後9時30分頃、北本市石戸宿8丁目259番2先市道4008号線において相手方が自家用車を運転していたところ、道路上の穴に左側前輪が落ち、車両が損傷したもの

3 損害賠償の額

2, 838円

令和6年1月19日

北本市長 三 宮 幸 雄